

医療機関等が行う市民公開講座への寄附

医療機関等が地域住民を対象に健康管理、健康増進に貢献することを目的とした市民公開講座を行う場合があります。この市民公開講座に寄附するに当たっては、寄附の依頼をされた製薬企業に「趣意書」「プログラム」「収支予算書」をご提供ください。以下の点を確認させていただきます。

- 内容が病気の予防、衛生知識の普及、公衆衛生の向上等を目的とした講演等であること
- 収益を得ることを目的としていないこと
- 地方自治体等の公報や新聞記事等により、広く地域住民に参加を呼びかけていること
 - ・ 記事としての掲載であり、広告でないこと
 - ・ 特定の医療機関等の患者（家族を含む）に限定されていないこと
- ポスター・チラシ等は、医療機関等の受診勧誘、広告・宣伝を目的と誤解されるものでないこと

市民公開講座終了後には、寄附金を拠出した製薬企業に決算報告書をご提供ください。

なお、市民公開講座が、主催する医療機関等の広告宣伝・受診勧誘・患者サービス等に該当する場合は、当該医療機関等が自ら支出すべき費用の提供となるため寄附することはできません。



医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3丁目7番2号

TEL：03-3669-5357（代表） FAX：03-3669-3839

URL：<https://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>

令和5年6月作成